

○畜産業振興事業に係る推進事務費の標準的使用基準について

令和5年3月31日最終改正
令和5年4月1日施行
独立行政法人農畜産業振興機構畜産振興部長

項目	対象経費	標準的使用基準 (基準額は上限とし、消費税抜きの単価とする)	整備する証拠書類
1 会場借料	会場借料	<p>当該事業のための会議に要した会場借料とする。</p> <p>○基準額 会場借料：会議等1回1日及び参加者1人当たり1,500円</p> <p>※ 上記については、時間にかかわらず基準額以内とする。</p>	<p>(1) 会場借料の請求書及び領収書</p> <p>(2) 出席者名簿及び議事録</p> <p>(3) 他の部門や他の事業等と割り掛ける場合は、割掛率を決定した内部決裁書（算定基礎を示すもの。以下「割掛算出基礎」という。）</p>
2 諸謝金及び原稿料	講師謝金、委員等謝金、原稿料	<p>当該事業のための学識経験者等による委員会及び調査等のための委員謝金等とする（謝金等には源泉徴収額を含む）。</p> <p>○基準額 講師謝金：1時間当たり7,900円（大学教授級） 委員等謝金：1日当たり7,900円（本省課長補佐級） 原稿料：400字当たり1,500円</p> <p>※ 上記については、経歴、職責等を考慮の上、基準額を減額するものとする。</p>	<p>(1) 委員等依頼書</p> <p>(2) 諸謝金等の計算書及び領収書</p>

項目	対象経費	標準的使用基準 (基準額は上限とし、消費税抜きの単価とする)	整備する証拠書類
3 旅費	鉄道運賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊費、レンタカー代	<p>当該事業のための会議、指導及び調査等のための旅費として、機構が別に定める留意事項(「畜産業振興事業に係る旅費の留意事項について」(平成19年4月18日付け19農畜機第236号))の規定により算定した額とし、当該留意事項に定めがないものについては事業実施主体等の定める規程に基づき算定した額とする。</p> <p>※ 交通費、日当、宿泊費以外の経費(例:滞在費等の名目により定額で支出しているもの)は、補助対象外とする。</p>	<p>(1) 出勤簿、旅費規程、出張命令簿、復命書、旅費計算書</p> <p>(2) 航空運賃については、搭乗半券及び航空運賃の領収書(いずれも往復の場合は往復分)</p> <p>(3) パック旅行の場合は、旅行代金の領収書及び搭乗半券</p> <p>(4) 他の部門や他の事業等と割り掛けする場合は、割掛算出基礎</p>
4 アルバイト賃金	臨時職員、派遣職員等の賃金等	<p>当該事業に従事する臨時職員及び派遣職員(いずれも日給・時給ベース)等で、技術指導事務費(本基準の9)の対象としない者の賃金(有給休暇は対象外。嘱託職員等で対象/非対象者が混在する事業実施主体等は、基準を明確にすること)とする。</p> <p>単価については、事業実施主体の賃金支給規則や国・都道府県・市町村の規定等によるなど、業務内容に応じた妥当な根拠に基づき設定するものとし、賃金の単価の設定根拠となる資料を事業実施計画等に添付する。</p>	<p>(1) 臨時職員等のそれぞれの賃金等の受領書又は受領印のある賃金台帳等</p> <p>(2) 派遣職員については個別契約書及び派遣料金支払い帳簿等</p> <p>(3) 業務日誌、出勤簿</p> <p>(4) 社会保険料の支払帳簿等</p> <p>(5) 単価の設定根拠となる資料</p>
5 印刷製本費	印刷代、製本代、コピー代	<p>当該事業のために必要とする資料の印刷・製本に要した経費(コピー代を含む。)とする。</p>	<p>(1) 印刷物の請求書及び領収書</p> <p>(2) 印刷物</p> <p>(3) コピー代を他部門や他事業等と割り掛けする場合は、割掛算出基礎</p>

項目	対象経費	標準的使用基準 (基準額は上限とし、消費税抜きの単価とする)	整備する証拠書類
6 通信運搬費	郵便料、電信電話料、運賃、荷造り費	当該事業のために必要とする郵送料、電話料等とする。	(1) 郵送料等の請求及び領収書 (2) 他の部門や他の事業等と割り掛ける場合は、割掛算出基礎
7 消耗品費	事務用品代	当該事業のために必要とする用紙類、その他の事務用品購入の経費等とする。	(1) 事務用品等の納入書、請求書及び領収書 (2) 他の部門や他の事業等と割り掛ける場合は、割掛算出基礎
8 賃借料	OA機器賃借料	当該事業のための資料の取りまとめ等に必要となるコンピュータ等の事務機器の借上経費等とする。	(1) 賃貸借契約書、リース料金の請求書、機種選定理由書 (2) 他の部門や他の事業等と割り掛ける場合は、割掛算出基礎
9 技術指導事務費	職員等の給与、社会保険料等	「畜産業振興事業の実施に要する技術指導事務費の算定等の適正化について」(平成23年6月30日付け畜産振興部長通知)によるものとする。	(1) 給与等支払書等 (2) 業務日誌、出勤簿 (3) 社会保険料の支払帳簿等
10 事務諸費	振込手数料、収入印紙代等	当該事業の実施のための必要性に応じ定める。	契約書、支払書、領収書等

注1：事業実施主体等の会計規程等に基づき見積書を徴する必要がある対象経費については、証拠書類を整備しておくこと。

2：本基準の基準額とは、「畜産業振興事業の実施について」(平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1)の別表第4に規定する基準額である。